

訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人アークウェル株式会社が開設する訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修1級・2級課程修了者）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行うこととする。
- 2 事業所の専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。
 - 3 事業所の専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野
- (2) 所在地 神奈川県相模原市南区文京 1-4-5 ピアレジ文京 1-B

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

また、事業所の必要な事務を行う。

(2) 専門相談員 3名 (常勤兼務 3名)

専門相談員は、特定福祉用具販売の提供にあたりとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ・ 福祉用具に関する相談援助
- ・ 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検
- ・ 利用者の身体の状態等に応じた福祉用具の調整
- ・ 福祉用具の使用法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(特定福祉用具販売の提供方法および内容)

第6条 特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 特定福祉用具販売の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 特殊尿器
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 自動排泄処理装置の交換可能部品

(利用料等)

第8条 特定福祉用具販売を提供した場合の販売費用はカタログのとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、利用者から支払いを受けるものとする。

一 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5kmにつき 500円

二 特別な措置による搬出入が必要な場合 実 費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

4 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

一 当該事業所の名称

二 提供した特定福祉用具の種目、品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる項目を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区、相模原市中央区とする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（個人情報の保護）

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 成年後見人制度の利用支援をする。
- 2 特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
 - 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的 to 実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はアークウェル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に変更

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日に変更

この規程は、平成 27 年 06 月 01 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 28 年 07 月 01 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 28 年 08 月 01 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 29 年 08 月 01 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 30 年 01 月 16 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 30 年 05 月 01 日から施行する。(販売品目の追加)

この規程は、平成 30 年 08 月 15 日から施行する。(レイアウト変更)

この規程は、平成 30 年 10 月 01 日から施行する。(販売品目の追加及び価格改定)

この規程は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。(販売品目の追加及び価格改定)

この規定は、令和 01 年 05 月 20 日から施行する。(販売品目の追加及び価格改定)

この規定は、令和 01 年 08 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更)

この規定は、令和 02 年 07 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更)

この規定は、令和 03 年 07 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更、

及び価格変更)

この規定は、令和 04 年 06 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更、
及び価格変更)

この規定は、令和 05 年 06 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更、
及び価格変更)

この規程は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。(衛生管理等、虐待の防止のための措置
に関する事項を追加)

この規定は、令和 06 年 06 月 01 日から施行する。(業務継続計画の策定を追加、カタログ
改版に伴う販売品目の変更、及び価格変更)

この規定は、令和 07 年 05 月 01 日から施行する。(カタログ改版に伴う販売品目の変更、
及び価格変更)